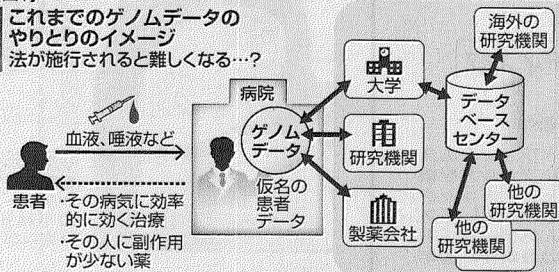


[図1]これまでのゲノムデータのやりとりのイメージ
法が施行されると難しくなる…?



名前や住所がなくても、特長を務める高木利久東大教授は戸惑いを隠さない。

同センターでは、病院や研究機関が患者の血液や唾液などから取得したゲノムデータを集約し、国内外の研究機関や製薬会社などと共有する事業を進める（国1）。個々の患者に適した「オーダーメイド医療」も夢ではないとされるゲノム医療。健はビッグデータの収集と解析だが、先行きに不安を感じている。

医学界ではこれまで、ゲノムデータそのものは「個人情報」ではないとして、提供者の氏名などを外して仮名化し、関係機関の間でやりとりしてきた。ところが、今回の改正で、名前や住所がなくても、特

命の設計図」ともいわれる私たちの遺伝情報が、個人情報保護法の改正で規制対象となる見通しとなった。遺伝子ビジネスの拡大で、一作りが急がれる一方、医療や研究を阻害するとの声もある。専門家からは医療分野の個人情報に特化した法律を求める意見が出ている。

■ 戸惑い

これまで集めたデータは使えるのだろうか。科学技術振興機構でバイオサイエンスデータベースセンター長を務める高木利久東大教授は戸惑いを隠さない。

個人情報保護法の対象に

急増する遺伝子ビジネス。様々な広告が検査を身近に感じさせている（画像は一部修整しています）

遺伝データ 規制と活用

患者
・その病気に効率的に効く治療
・その人に副作用が少ない薬

研究機関
・院内
・大学
・海外の研究機関

データベースセンター

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

製薬会社

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

他の研究機関

→

州連合（EU）で

→

州連合（EU）で

→

州連合（EU）で

→

州連合（EU）で

→

州連合（EU）で

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→